

広陵町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町内で飼い主のいない猫を適切に管理する活動を支援することで、町民の快適な生活環境の確保と動物愛護の意識の高揚を図ることを目的として、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 所有・占有の意思を持つ特定の飼い主により、継続的に給餌給水等の世話をされている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいい、多頭飼育崩壊現場において飼い主が飼育を完全に放棄した猫を含む。
- (3) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、その地域で適切に管理されている猫をいう。
- (4) さくらねこ 不妊手術済みで、その目印としてさくら耳カット（耳先（雄猫は右耳、雌猫は左耳）を桜の花びらの形にカットすることをいう。以下同じ。）された猫をいう。
- (5) 去勢手術 雄猫を対象とし、精巣の摘除を行って生殖を不能とし、さくら耳カットすることをいう。
- (6) 避妊手術 雌猫を対象とし、卵巣又は卵巣及び子宮の摘除を行って生殖を不能とし、さくら耳カットすることをいう（妊娠時の堕胎手術を含む。）。

- (7) 不妊手術 前2号に規定する手術を合わせた手術をいう。
- (8) 地域猫活動 区・自治会等の団体が、地域猫又は飼い主のいない猫をさくらねことし、当該猫が一代限りの命を全うするよう取り組む活動をいう。
- (9) 多頭飼育崩壊現場 飼い主の無秩序な飼い方によって猫が異常繁殖し、飼い主が飼育不可能となった場所をいう。

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができるものは、町内の地域猫又は飼い主のいない猫に不妊手術をしようとする団体（構成員の半数以上が町内に在住する成人である団体に限る。）及び多頭飼育崩壊現場における飼い主で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区・自治会
- (2) 町長が地域猫活動を円滑に実施できると認める団体
- (3) 多頭飼育崩壊現場における飼い主であって、飼い猫（飼育を完全に放棄していない猫に限る。）に不妊手術を受けさせ、その後の適切な管理を行うことができると町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる猫についてチケットを使用しようとするものは、交付の対象としない。

- (1) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) チケットの交付を受けようとする団体の構成員が、以前飼い主として管理していた猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない猫

(交付申請)

第4条 チケットの交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、広陵町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）

交付申請書（第1号様式）により町長に申請するものとする。

（交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、チケットの交付の可否の決定し、広陵町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付・不交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（返還）

第6条 町長は、前条の規定により交付の決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付決定者に対して、交付したチケットを返還させることができる。

(1) チケットの利用方法が不適当と認められるとき。

(2) その他町長が必要と認めたとき。

（使用報告）

第7条 交付決定者は、チケットを使用した不妊手術の終了後速やかに、広陵町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）使用実績報告書（第3号様式）により町長に報告し、又は、チケットを使用しなかったときは、チケットを速やかに返却しなければならない。

（免責）

第8条 町長は、地域猫、飼い主のいない猫及び多頭飼育崩壊現場における飼い猫に対する不妊手術に関連して生じた事件、事故について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。